○　乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン以上の自家用自動車（いわゆる自家用の大型貨物自動車など）

○　1、10～19,100～199,10A～19Z,1A0～1Z9,1AA～1ZZ,8、80～89,800～899,80A～89Z,8A0～8Z9,8AA～8ZZ,9、90～99,900～999,90A～99Z,9A0～9Z9,9AA～9ZZ,0、00～09、000～099,00A～09Z,0A0～0Z9、0AA～0ZZ

○　白地に緑文字又は国土交通大臣が定める塗色

附　則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千四百五十号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十二条の規定に基づき、港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号ロ中「シクロアルカン（炭素数が十及び十一のもの並びにその混合物に限る。）並びにその混合物」の下に「、直鎖及び分岐アルカン（いずれも炭素数が五から七までのもの（ヘキサン及びヘプタン並びにその混合物を除く。）に限る。）の混合物、直鎖及び分岐アルカン（いずれも炭素数が十から十七までのものに限る。）の混合物」を、「ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのもの及びその混合物に限る。）」の下に「、アルキルアルコール及びシクロアルコール（いずれもアルコールの炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物」を、「ミルセン」の下に「、粗製ナフタレン（溶融状のものに限る。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千四百五十一号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第二号の規定に基づき、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十八日

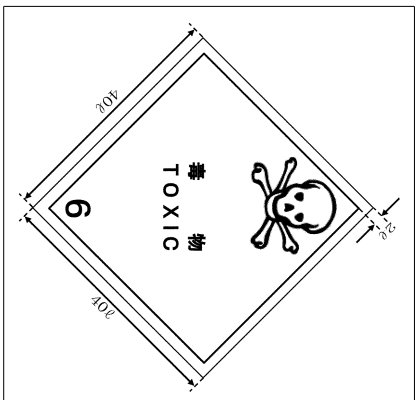
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

第二十二条第一項の表第八号中「（第四号様式）」の下に「及び第四号の二様式」を加える。

第二十五条第六項及び第七項中「第四号様式」の下に「及び第四号の二様式」を加える。

第4号の2様式の次に次の一様式を加える。

第4号の2様式（第22条、第25条関係）毒物劇標識



注　1　ふちの内側の線の幅は2ミリメートル以上とし、ℓは0.25センチメートル以上とする。
2　本邦内のみを輸送されるものにあっては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあっては日本語の部分をそれぞれ削ることができる。
3　色彩は次表によるものとする。

部分	色彩
地	白
文字	黒
線	黒
枠	黒

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千四百五十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が次のとおり施行するので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
基準点⑴から基準点⑵4までを順次に結んだ線、補助点基一から補助点基二四までを順次に結んだ線、基準点⑴と補助点基一とを結んだ線及び基準点⑵4と補助点基二四とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 ・基準点 ⑴　高知市種崎浦ノ町一四八番の二九地先に設けた点（北緯三三度三〇分一五秒、東経一三三度三三分四七秒）（基準杭）を基準点一とする。 ⑵　基準点一から方位角二三七度〇〇分〇四秒一九・八八七メートルの点（基準杭）を基準点二とする。 ⑶　基準点二から方位角一八四度四六分五二秒八七・七二七メートルの点（基準杭）を基準点三とする。 ⑷　基準点三から方位角一六六度〇一分四一秒五一・三四五メートルの点（基準杭）を基準点四とする。 ⑸　基準点四から方位角一五五度二二分二四秒四二・二八〇メートルの点（基準杭）を基準点五とする。 ⑹　基準点五から方位角一四九度三八分五三秒四〇・七四三メートルの点（基準杭）を基準点六とする。 ⑺　基準点六から方位角一四〇度一九分二四秒四〇・三七九メートルの点（基準杭）を基準点七とする。 ⑻　基準点七から方位角一三三度一一分一八秒四五・三八〇メートルの点（基準杭）を基準点八とする。 ⑼　基準点八から方位角一二七度五三分五六秒四三・〇七七メートルの点（基準杭）を基準点九とする。 ⑽　基準点九から方位角一一八度四四分二八秒一四・三九三メートルの点（基準杭）を基準点一〇とする。	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十八年十二月二十八日